

(請求人)

名古屋市監査委員	金	庭	宜	雄
同	塚	本	つ	よし
同	小	林	史	郎
同	小	川	令	持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 7年10月16日に提出された 7監管第69号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、東区役所の整備に関して違法又は不当な可能性があるとして、以下のとおり主張し、支出の是正、差止及び予算執行の一時停止の措置を講ずるよう求めるものである。

- (1) 愛知大学への移転案と現地新築案との比較検討が不十分であるなど、移転案の妥当性が不明確である
- (2) 区民への説明が不十分であること等により地域や東区民の分断が生じている状況のもと、移転案を前提とした区民向けのチラシ配布、アンケート調査等に係る費用を支出している
- (3) 区民向けのチラシ配布やアンケート調査等に係る費用について、当初予算に計上し議会の審議・承認を経ることが望ましいにもかかわらず、事務費等からの流用により支出している
- (4) 現地新築案から移転案へと変更した理由等が不明確であり、愛知大学との協議に関する情報が不十分である
- (5) 令和 6 年度の基本構想策定に係る予算の一部は執行されたが、年度内に公

表されず未策定のまま今日に至っており、今後の諸計画の遅延により市民に多大な財政的負担を強いるおそれがあることは、予算の年度内執行に違反している

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

請求における主張のうち(1)及び(4)について、請求人は、整備に係る検討過程や市民への説明状況を捉え違法又は不当な可能性があると主張するのみで、住民監査請求の請求対象となる財務会計行為等を個別具体的に特定しているとは言えない。

また、(2)、(3)及び(5)については、整備に関連する支出について地方自治法及び地方財政法の規定に違反する可能性があると言っている。請求人はその根拠として、(2)及び(3)については、区民向けのチラシ配布等が地域や区民の分断が生じている状況のもと移転案を前提として実施されていること等を、(5)については、基本構想が未策定となっており、今後の諸計画の遅延により財政的負担が生じる可能性があることを挙げている。しかしながら、いずれも私見を述べているにすぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第 242 条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

（監査事務局管理課）